

船舶事故調査報告書

令和元年 1 月 2 0 日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年 5 月 1 8 日 0 6 時 4 5 分ごろ
発生場所	北海道北見市浜佐呂間漁港北西方沖（サロマ湖） 浜佐呂間港北防波堤灯台から真方位 3 1 0° 3. 3 海里付近 （概位 北緯 4 4° 0 7. 7′ 東経 1 4 3° 5 2. 2′）
事故の概要	漁船第五十八幸漁丸は、操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和元年 6 月 1 0 日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八幸漁丸、3. 7 トン
船舶番号、船舶所有者等	HK 3 - 1 2 4 1 8 1（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 甲板員 A、一級小型
負傷者	軽傷 1 人（甲板員 A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員 A ほか 3 人が乗り組み、浜佐呂間漁港北西方沖のほたて貝養殖施設で操業を開始し、細索を結んだ四爪の鉤を海中の幹縄に引っ掛けてから細索をウインチで巻き、舷側のローラの高さまで幹縄を引き揚げた。</p> <p>甲板員 A は、幹縄を船側のローラまで引き揚げるのに使用した四爪の鉤を幹縄から外して船上に取り込む際、作業時間を短縮しようと思い、細索を巻き上げていたウインチを止めないまま同ウインチに巻いていた細索を緩めて外そうと右手で細索を掴んだところ、右手及び右腕が細索と共にウインチに巻き込まれて負傷した。</p> <p>甲板員 A は、右上肢コンパートメント症候群と診断された。</p>
分析	本船は、操業中、甲板員 A が、回転中のウインチを止めずに細索を外そうと右手を伸ばしたことから、右手及び右腕が細索と共にウインチに巻き込まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が操業中、甲板員 A が、回転中のウインチを止めずに細索を外そうと右手を伸ばしたため、右手及び右腕が細索と共にウインチに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回転中のウインチから細索等を外す際は、回転を止めてから行うこと。